

地域計画

策定年月日	令和7年3月24日
更新年月日	()
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	おい町 (184837)
地域名 (地域内農業集落名)	名田庄中部 (井上・西谷・中・下・小倉・堂本・榎谷)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	85.1 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	84.5 ha
② 田の面積	80.9 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	3.6 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	0.6 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0 ha
(参考)区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	13.6 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	6.9 ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における70才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

・名田庄地域の中部に位置する中山間地域で、井上、西谷、中、下、小倉、片内、堂本は、南川とその支川沿いに比較的平坦な農地が広がっている。榎谷地区は谷あいの傾斜地に農地がある。 ・担い手は、認定農業者として1名、2法人いる。 ・令和6年度から令和11年度にかけて県営経営体育成基盤整備事業により、堂本から井上地区の圃場65.0haで区画整理、暗渠排水等の整備が計画されている。 ・多面的機能支払事業を活用する6組織(6集落)により、遊休農地対策や農業用施設の維持管理等に取り組んでいる。 ・当地域では、集積が進んでおり集積率もほぼ100%となっている。 ○令和6年度農業経営の意向に関する調査結果(回答率:29.0%) ・70才以上の農業者の「後継者がいない」「決まっていない、わからない」の割合27.8%、I所有する農地を「規模縮小」「貸し付け、離農」を検討している農業者の割合46.3% ○令和6年度主要作物の作付状況 ・水稻48ha(48.6%) 麦・そば28.9ha(38.6%) が栽培されている。
--

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

・水稻を中心に、転作作物である麦・そばなどの生産を維持する。 ・地域の特産野菜として、青ネギの生産維持を図る。 ・名田庄漬けの原材料となるきゅうり等の加工野菜を生産する。 ・農地の多面的機能を維持するため定期的な施設点検及び共同活動を進める。 ・認定農業者、集落営農組織等を中心に担っていく。
--

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する方針				
・農用地の集積はほぼ完了している。 ・山際の獣害が著しい農地は、水稻耕作不適地として位置づけ、施設園芸導入により経営の安定化を図る。				
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標				
現状の集積率	96.6	%	将来の目標とする集積率	100 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標				
農用地の集積はほぼ完了している。				

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組				
農用地の集積はほぼ完了している。				
(2)農地中間管理機構の活用方法				
農地中間管理機構を活用して、集積はほぼ完了している。				
(3)基盤整備事業への取組				
・令和6年度から令和11年度にかけて県営経営体育成基盤整備事業により、堂本から井上地区の圃場65.0haで区画整理、暗渠排水等の整備を進める。多面機能支払事業を活用して軽微な修繕や部分的な更新を図る。				
(4)多様な経営体の確保・育成の取組				
県、町、JAと連携し、担い手の意向を踏まえながら農業者の育成を図る。				
(5)農業協同組合等の農業サービス事業体等への農作業委託の取組				
おい町水稻病虫害防除協議会によるラジコンヘリ、ドローンでの防除作業を引き続き利用する。				

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組内容】				
多面的機能支払事業の広域化により、下記取組を行う。				
①恒久山ざわ金網柵の補修や定期的な見回りを行い維持管理等を行う。				
⑦圃場に接した農道・排水法面の草刈と、条件不利な中山間地における農業生産活動を支援していく。				
⑧資源向上及び長寿命化の活用や、県の土地改良事業を活用しながら農業用施設の修繕・更新を行っていく。				

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農		水稻、麦、そば	67.5 ha	ha	水稻、麦、そば	67.5 ha	ha	赤	
認農		水稻	5.4 ha	ha	水稻	5.4 ha	ha	青	
利用者		水稻、野菜	6.4 ha	ha	青ネギ、水稻、野菜	6.4 ha	ha	緑	
認農		青ネギ、水稻	2.2 ha	ha	青ネギ、水稻	2.2 ha	ha	黄	
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計			81.5 ha	0 ha		81.5 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業体(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積

5 農業支援サービス事業体一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

(留意事項)
農業を担う者の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、公表する場合やその他施策のために利用する場合等は、本人の同意を得る等個人情報の取扱いに留意してください。
必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。
注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。
注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。